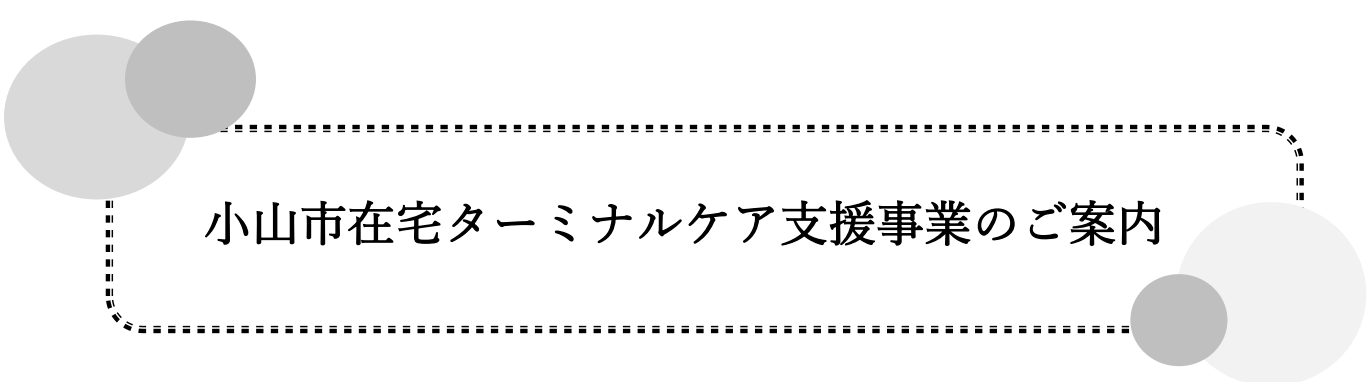




小山市在宅ターミナルケア支援事業のご案内

18 歳以上 40 歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅介護サービス料金の一部を助成します。

* 対象者（次の項目すべて該当する方）

- ・ 18 歳以上 40 歳未満の小山市民の方
- ・ 治癒を目的とした治療を行わないがん患者の方
- ・ 在宅生活の支援及び介護が必要な方
- ・ 他の制度において同等の助成又は給付を受けることができない方

* 対象サービス等（介護保険指定事業所等によるもの）

- ・ 訪問介護
身体介護、生活援助、通院等乗降介助
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 福祉用具貸与
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、
手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、
移動用リフト（つり具を除く）、自動排泄処理装置
- ・ 福祉用具購入
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

* 助成額

1 カ月あたりの利用料の 9 割に相当する額（1,000 円未満は端数切り捨てとなります。）

助成上限額 5 万 4 千円、生活保護を受けている方は助成上限額 6 万円

※助成額を上回る利用料は自己負担

* お問い合わせ先

小山市役所健康増進課保健予防係

〒323-8686 小山市中央町 1-1-1

☎ 0285-22-9532

* 利用の流れ

1. 利用申請

利用申請書類を小山市健康増進課へ提出（郵送可）

【提出書類】

- ・小山市在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）
- ・意見書（様式第2号）等 ※意見書の作成料は利用者負担

2. 決定通知の送付

申請内容が適当と認められた場合は、小山市在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書が送付されます。

3. サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始してください。

利用申請日より助成対象 ※申請前に利用した分は助成されません

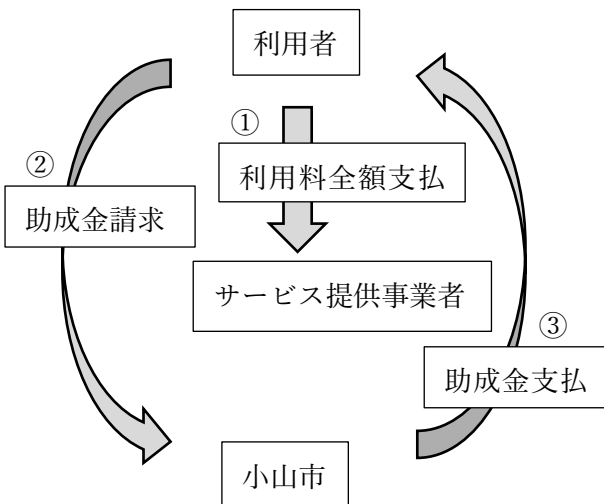
（ただし、令和5年9月29日時点で既にサービス等を利用していた場合は令和5年4月1日以後のサービス等の利用開始日より請求可能）

4. 助成金の請求

いずれかの方法で請求できます。

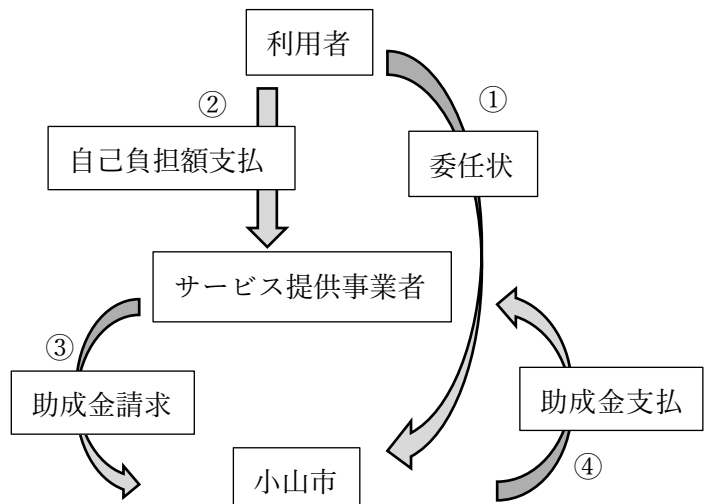
【償還払い】

- ① 利用者が一旦全額サービス提供事業者へ支払う
- ② 利用者が市へ助成金請求
- ③ 市が利用者へ助成金を交付する



【受領委任払い】

- ① サービス提供事業者へ委任する委任状を市へ提出
- ② 利用者は自己負担額を支払う
- ③ 助成対象額分はサービス提供事業者が市へ請求
- ④ 市がサービス提供事業者へ助成金を交付する



小山市健康増進課へ提出（郵送可）

【提出書類】

- ・小山市在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第7号）
- ・サービス利用を受けた事業者の領収書
- ・サービス内容、利用回数、金額が記載された明細書
- ・助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合(受領委任払いで支払う場合)は委任状（様式第8号）

【提出期限】

サービス等を利用した日から2年以内

※各様式については市ホームページからダウンロードできます。